

名古屋高等裁判所 民事第2部 御中

大垣警察市民監視事件の控訴審では、情報収集に関わった公安警察官と、意見書を出された實原隆志・南山大学大学院法務研究科教授を証人として採用して頂くようお願いしています。

なぜ一審原告らが対象となったか、どのような態様で情報収集されたかなどが、全く不明です。事実解明には警察官らの証言が欠かせません。

真実を明らかにするため、裁判所には、以下の2項目を要請します。

要請項目

1. 警察組織に忖度することなく公安警察官を証人として採用して下さい。
2. 権利侵害の憲法上の内容を明らかにするために、實原教授を証人として採用して下さい。

私の一言

郵便はがき

〒460-8503

切手

名古屋市中区三の丸 1-4-1

名古屋高等裁判所

民事第2部

裁判長 長谷川恭弘 様

氏名 _____

住所 _____